

B 部門

キャンセルカルチャーに関する政治哲学的考察

—その定義と評価をめぐって—

法学部法学科 3 年 02A21029

荻原 龍太(おぎはら りゅうた)

- I 序文
- II キャンセルカルチャーとは
 - 1 歴史
 - 2 定義と対象
 - 3 担い手
- III キャンセルカルチャーの評価
 - 1 否定的見解の検討
 - 2 肯定的見解の検討
 - 3 本稿におけるキャンセルカルチャーの評価
- IV キャンセルカルチャーの具体例
- V 結論

I 序文

2020 年 7 月、J.K.ローリングやノーム・チョムスキー、グロリア・スタイネムなど著名な作家や学者、活動から約 150 人が署名した書簡、“A Letter on Justice and Open Debate”が『ハーパーズ・マガジン』のウェブサイト上に公開された¹。書簡では、現在広く行われ

¹Harper's Magazine (2022). “A Letter on Justice and Open Debate”.

<https://harpers.org/a-letter-on-justice-and-open-debate/> . (参照日 2023.12.3)

ている人種的、社会的正義を求める抗議活動への支持を表明しつつも、他方で開かれた議論や違いの許容といった規範が失われ、反対意見に対する不寛容、世間での恥辱や村八分が流行していると指摘され、いわゆる「キャンセルカルチャー」(以下 CC と記述する)に対し批判的な姿勢が表明された。ハーバース書簡に代表されるような CC をめぐる議論は政治学の分野において近年激化していると指摘されている²。CC に対して批判的な見解の多くは、言論の自由と開かれた議論が制限される危険性を強調しているが、その一方で、CC はマイノリティの主張に多くの人々が注目する機会を作り出す道具であり、権力者の責任を追及する市民的抵抗の手法だといった主張もみられ、その意義をめぐって様々な議論がみられる。日本でも先行研究にて主に表現の自由の観点から CC について検討した論文はいくつか見られる³。しかしながら、CC の定義や評価について包括的検討を行った文献は少なく、いまだ議論の余地があると考えられる。そこで本稿は先行研究を検討する中で、CC を評価する基準を定めること、および定めた基準に基づき具体例を検討することの二つを目的として議論を進める。

II キャンセルカルチャーとは

1 歴史

“Cancel”は本来「契約や予約を解除・破棄すること」といった意味で用いられる言葉であるが、CC における“Cancel”は後の定義で確認するように「ボイコット」や「支援の取りやめ」といった意味で用いられているとされ、元の意味とは異なる用法で用いられている。

こうした、“Cancel”への新たな意味付けは、ナイル・ロジャースを中心とするバンドである Chic の 1981 年のシングル“Your Love Is Cancelled”に影響をうけていると指摘されている。この曲では、ナイル・ロジャースはデートの途中でふさわしくない行動をした相手との関係を終わらせるという意味合いで“Cancel”という言葉を用いているが⁴、この

² Pippa Norris (2023). “Cancel Culture: Myth or Reality?” *Political Studies* 71 巻 1 号.152

³ 例えば、志田陽子「『表現の自由』のワインディングロード『自由』をめぐる、ねじれと理路」. 『現代思想』50 巻 3 号.65-79 項 や 成原慧「キャンセルカルチャーと表現の自由」. 『法政研究』89 巻 3 号.167-194 等

⁴ Clyde McGrady (2021.4.2). “The Strange Journey of ‘Cancel,’ from a Black-culture Punchline to a White-grievance Watchword,” *The Washington Post*.

<https://www.washingtonpost.com/lifestyle/cancel-culture-background-black-culture-white->

曲を起源として不適切な行為をとった相手へのリアクションとしての“Cancel”という文化が主に黒人文化の中でスラングのような形で用いられるようになったとされる⁵。そうしたキャンセルするといった概念は、その後多くの映画やドラマで用いられ⁶、次第に SNS などでも用いられるようになっていったとされる。例えば、2014 年頃から SNS 上で、不適切な言動をしたとされる相手を非難する手法として、「#cancel(人名・団体など)」といったハッシュタグをつけ投稿することで相手への支援を取りやめるよう求める運動がみられるようになった。その後、#MeToo 運動や BLM 運動が SNS 上で広く展開されるようになると、そうした運動の中で、不適切な言動をした相手への説明責任を追及する抗議活動の在り方に対し、批判的な立場から「キャンセルカルチャー」と呼ばれるようになった⁷。

2 定義

CC は、こうした運動に対して批判的な立場から名づけられたこともあり、CC という言葉は党派的なレトリックの中で用いられることも多く、その定義をめぐるっては激しく議論されている⁸。こうした状況を踏まえ、その定義について改めて検討すべく、主要な論者の定義等を参照にしながら検討する。

政治学者のピッパ・ノリスは CC について「攻撃的な言動で非難された対象(誰か、何か)を文化的に排斥するための、社会的圧力を利用した活動家による集団戦略」と定義⁹し、「キャンセル」を影響力のある個人に対し直接制裁を加え、排斥し、説明責任を負わせるための非公式な社会的圧力であると評している¹⁰。志田陽子は「キャンセル」の意義について、批判よりも強力な退場や撤回の意味が込められていると指摘している¹¹。上記の議論を踏ま

[grievance/2021/04/01/2e42e4fe-8b24-11eb-aff6-4f720ca2d479_story.html](https://www.grievance.com/2021/04/01/2e42e4fe-8b24-11eb-aff6-4f720ca2d479_story.html) . (参照日 2023.12.5)

⁵ Aja Romano (2020.5.5). “The Second Wave of Cancel Culture”. Vox. <https://www.vox.com/22384308/cancel-culture-free-speech-accountability-debate> (参照日 2023.12.5)

⁶ 例えば、1991 年の映画『ニュー・ジャック・シティ』や、2014 年のドラマ『Love and Hip-Hop: New York』などで用いられたとされる。(参考した文献は 5 と同じ)

⁷ 前掲注 5

⁸ Norris, 前掲注 2 . 150

⁹ 同上 150 項

¹⁰ 同上 151 項

¹¹ 志田陽子(2022). 『『表現の自由』のワインディングロード『自由』をめぐる、ねじれと理路』. 『現代思想』50 巻 3 号.75-76 項

えると、キャンセルには、一定程度の社会的制裁を与えるという意味が含まれており、キャンセル対象の退職要求や集団での不買運動なども CC であるといえる。また、Eve Ng は「容認できない、あるいは非常に問題のある言動をしたと評価された人に対する、あらゆる種類の支援（視聴、ソーシャルメディアへのフォロー、その人が支持する商品の購入など）を取りやめること」と定義しており¹²、「キャンセル」については支援や支持の取りやめが対象となるとし、不買運動やフォロー解除なども CC であると指摘されている。

上記のように、「キャンセル」行為は、個人が単独で行うフォロー解除や商品の不買なども対象として含まれているが、他方で活動家らが集団を組織して行うボイコット運動などもその対象となるとされており、その範囲は非常に広いといえる。一方で、ここで挙げられている CC と呼ばれる行為は単なる批判の表明にとどまらず、批判対象に説明責任を果たすことを要求し、加えて社会的地位のはく奪などの直接的な制裁を与えうる可能性があるものであるという点においては共通しているといえる。本稿ではこの点に焦点を当てて、CC を「社会的正義に反すると判断された対象に対し、人々が批判的見解の表明にとどまらず、ボイコットや支援の取りやめ、排斥など、批判対象に制裁を加える目的で行う具体的な運動を起こすこと」と定義する。例えば、批判の対象となる有名人を宣伝に起用している企業に対し、起用の中止を求める署名活動を行うことや、その企業に対し不買運動を起こすことは CC に該当するといえるが、SNS 上にて起用すること不適切であると指摘することは、批判の表明であり、CC には該当しないものといえる。

この定義は、CC における具体的な運動の在り方に焦点を当てたものであり、例えば個々の事例にて「キャンセル」が制裁の対象にほとんど影響を与えなかった場合でも、「キャンセル」の行為があった以上その事例は本定義においては CC であると認められる。即ち、CC のもたらす結果の如何については本定義では CC を構成する要素として挙げていない。よって、例えば CC に対する評価として、CC が批判対象に対し具体的な影響を与えていないことをもって CC の存在を疑問視する見解も想定できるが、本稿における定義からは外れてしまうため、ここでは立ち入らない。

また、もう一つ言及したいのは、CC が個人的行為と集団的行為という二つの性質を有しているということである。Eve の定義する「キャンセル」のように、個人が SNS でのフォローを解除することや、商品の購入を取りやめることも CC に該当するが、一方でノリスが定義するような、SNS 上で、署名活動などを通じて、同じ目的(ここでいう目的とは不適切な行為をした相手に制裁を加えることを指すため、その制裁の内容が必ずしも同一であるとは限らない)を共有する複数の個人の行為が集合した、集団的行為として行われる「キャンセル」もある。両者は同じ「キャンセル」であるが、前者は、例えば不適切な言動をし

¹² Eve Ng (2020). “No Grand Pronouncements Here… Reflections on Cancel Culture and Digital Media Participation.” *Television & New Media*. 623

た相手に対し SNS 上でフォローを解除したり、商品の購入を取りやめたりすることも、仮にその目的が制裁を加えることであつたとしても、その個々の行為は表面的には極めて一般的な行為であり、そうした行為単体に対し議論することは難しい。他方で後者は、署名、活動や不買運動、企業に対する抗議活動などは、それぞれ分解すると個別的行為であるが、それらが連続することで集団的行為となっており、その性質や規模から道徳的価値について論じられることが多く、実際Ⅲ章で検討する先行研究においても、基本的には集団的行為としての CC について検討している。そこで、本稿においても基本的に集団的行為としての CC に限定して焦点を当て、議論するものとする。

Ⅲ キャンセルカルチャーの評価

1 否定的見解の検討

I 章にて紹介したハーバース書簡に代表されるように、CC に対しては主に開かれた議論や表現の自由の観点から批判がみられる。例えば、志田はポリティカルコレクトネス(以下 PC と記述)との比較の中で、PC が社会に気づきを促すための対抗言論の動きであるのに対し、CC を言論空間からの排除という側面がある論じ、《見識を欠く言論》に対し、職や発言資格を奪うような社会的制裁を科すことに正当性は見いだせないと論じている¹³。こうした言論空間からの排除や開かれた議論が失われるといった内容の批判は、キャンセルが実際に排除の効果を有するのか実証する必要があるとの指摘¹⁴等があることを踏まえると、実際の CC の効果についてはさらなる検証を重ねる必要があると考える。ただし、本稿においてそうした検証を実施することは困難であるため、本章では、CC に対する否定的見解を検討するにあたり、CC の具体的な効果の道徳的問題点ではなく、その構造における道徳的問題について検討すべく、Linda Radzik の社会的制裁論を参照する。

Radzik は、まず「制裁」を法的な制裁と、法的でない制裁(社会的制裁)の二つに分類する。そのうえで、社会的制裁について、教師と生徒・親と子供の関係性のように、「明確に定義され階層的に構造化された組織上の役割」の中で行われる制裁を公式の社会的制裁と呼び¹⁵、「階層的に構造化された制度的役割の中で行動していない人々の間で行われる、非合法的な権威づけ、意図的、非難的、反応的な危害の形態」を非公式の社会的制裁と定義

¹³ 志田,前掲注 11. 75-76 項

¹⁴ 成原慧(2022). 「キャンセルカルチャーと表現の自由」. 『法政研究』 89 卷 3 号.177 項

¹⁵ Linda Radzik (2020). “The Ethics of Social Punishment: The Enforcement of Morality in Everyday Life.” Cambridge University Press.3 項

している¹⁶。ここでいう非公式の社会的制裁には、本稿で扱う CC のように、SNS 上でのキャンセル行為も含まれているとされる¹⁷。非公式の社会的制裁は法的制裁と比較すると、制裁を科す主体が裁判官などの特定の制度的役割を持ったものではなく、不特定多数の個人がそれぞれで制裁を科すという構造上、様々な問題が生じると指摘されている。具体的には、事実が議論されないままに制裁が下されたり、行為に対しあまりにも重い制裁が下されたりする可能性があるとして指摘されている。また加えて、制裁を科す個人の間で、道徳的価値観が異なることや、中には応報主義的な価値観から制裁対象に苦痛を与えることを目的に制裁を科すものが現れる可能性もあり、法的制裁の中で制裁対象が有する弁明の機会とは与えられず、一方的に不釣りあいで不純な動機に基づく制裁が科される可能性が指摘されている¹⁸。

こうした非公式の社会的制裁における歪な構造は、道徳的に誤った結果を引き起こす可能性が法的制裁よりも高いものであるといえ、CC も構造的な問題を有しているといえる。

2 肯定的見解の検討

1 で見たように、CC には批判的な見解が多くみられる一方で、その意義について肯定的な道徳的価値を見出す見解もみられる。そうした見解の多くは、ハーバーマスやアーレントの公共圏議論を引用しつつ、CC を通じて少数派の主張により多くの人が注目するようになると論じている。例えば Meredith D. Clark は、CC が法的な救済や公的な謝罪を得ることのできない周縁化された人々が、社会正義と文化的変容を達成するためのツールである、と論じており¹⁹、デジタル時代において SNS は公共圏内での力関係を大きく変化させ、権力者に対し直接説明責任を果たすよう要求することが可能となったと論じている²⁰。また、Jenny Janssens らは CC の道徳的問題点について指摘しつつも、他方で CC が権力者による公共圏への特権的なアクセスを排除する道具になりうると指摘している²¹。SNS では、有名人は多くの人にフォローされており、彼らの発信する内容も必然的に多くの人の目につく

¹⁶ 同上.9

¹⁷ 同上.48

¹⁸ 同上.52-59 項

¹⁹ Clark, Meredith (2020). “DRAG THEM: A Brief Etymology of So-Called ‘Cancel Culture’.” *Communication and the Public* vol 5 (3 - 4).88 – 89
<https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/2057047320961562> (参照日 2023.12.30)

²⁰ 同上.90

²¹ Jenny Janssens, Lotte Spreeuwenberg (2022). “The Moral Implications of Cancel Culture”. *Ethical Perspectives* vol29 (1).91

こととなるため、有名人らはその影響力、即ち特権を有していると指摘されており、CCはSNS上で有名人のふさわしくない言動を「キャンセル」することで、それまで疎外されていた主張が注目され、特権が排除されると論じており、加えて、特定の個人に焦点を当てて議論することで、特権の排除及び再分配を行うことができるのに加えて、問題の背景にある社会構造などのより大きな社会的課題に議論を発展することが可能であるとしている²²。

Eveが、一般的に、性差別、異性差別、同性愛嫌悪、人種差別、いじめ、および関連する問題がCCにおいて特に注意が払われていると分析していることを踏まえると²³、確かにCCの担い手となる人々は性的少数者などのマイノリティやその擁護者らであり、かつては公共圏から排除されていた人々である可能性は認められるし、CCが結果として公共圏においてそれまでは注目されていなかった主張にスポットライトを当てることも十分可能であると考えられる。ただし、CCが1で見たような弊害を引き起こす可能性があることを踏まえると、CCに代替する手段の有無も検討すべきであると考えられる。

3 本稿におけるキャンセルカルチャーの評価

本稿では、基本的にCCに対し否定的な立場をとる。CCに対する肯定的見解も一定程度は納得できるものであるが、しかしながらやはりCCはその構造上問題を有していることは明らかであり、またCCによらずともSNS上で批判の声を上げることも十分に公共圏における議論に参加することを意味すると考える。しかしながら、CCに該当するとされる行為は非常に幅広く、またCCの対象となりうる不適切と判断される行為も、性加害などの違法行為から、違法行為ではないSNS上での言論までも対象となりうることを考えると非常に幅広いといえ、それ故にCCを包括的に悪であると論じることも難しいと考える。そこで、本稿ではCCの個別の事例を評価するにあたり、その基準として、Radzikの社会的制裁論等を参照しつつ、以下の4つの観点から評価したいと考える。

- ① 正しい情報に基づき議論されているか/制裁の対象に弁解の機会があったか
- ② 望まれる制裁が不適切な行為と釣り合いがとれるものか
- ③ 制裁の動機が社会的正義に基づく正当なものか
- ④ 望まれる制裁に対し、何かしらの道徳的価値が見いだせるか

先述の通りCCの対象とされる行為は性差別や人種差別などの社会的正義の観点から不適切と判断されるものであるとされており、一般には差別的言動や性加害など²⁴が過去CC

²² 同上.99-102

²³ 前掲注 12, 623

²⁴ 前掲注 12. 623

の対象となってきた。そこで、まず一つの観点として、①のそういった言動が実際にあったものか、即ち正しい情報に基づき「キャンセル」されているか否かが問題となる。当然、誤った情報に基づく「キャンセル」はたとえその他の観点から正当化されるものであったとしても、許されるものでないことは明らかである。また、Radzik の議論でもあったように、制裁の対象が弁解の機会を有していたかどうか、議論が正当なものであるためには重要な観点であると考えられる。

次に、②の望まれる制裁が不適切な行為と釣り合いがとれているかも CC を評価するうえで一つの重要な観点であると考えられる。II 章の定義や Radzik の議論を踏まえると、集团的行為としての CC は複数の個人がそれぞれで制裁を科すために、制裁の対象に対し望まれる制裁が重複する「危害の蓄積」²⁵が起こる可能性があるため、望まれる制裁が行為と釣り合いのとれたものであるかが争点となると考える。ここで留意したいのが、②においてはあくまでも CC において望まれる制裁について議論するものであり、CC の結果としての制裁については議論の対象とはしていない。これは、制裁対象が被った制裁と CC との因果関係を判断することが困難であるためである。例えば制裁対象が著名なモデルであり、不適切な言動の結果 SNS 上で「キャンセル」され、多くの仕事を失った場合を想定すると、仕事を失うという制裁の結果は必ずしも SNS 上での「キャンセル」が原因であると断定することはできず、企業が SNS 上の声とは無関係に会社の理念に反する言動であったと判断し当モデルとの仕事をとりやめたなどの理由も考えられる。そこで、この想定においては、②の観点からは、SNS 上での「キャンセル」においてどのような制裁が望まれていたかを議論することとする。

③、制裁の動機についても検討の必要があると考えられる。Eve の定義を参照すると、一般的に社会的正義の観点から容認できない、非常に問題のあると判断された行為が「キャンセル」の対象となるとしている。しかし、この定義については Radzik が指摘するように、制裁の対象に対する個人的な感情やその他の理由から「キャンセル」に加わる可能性があることを考えると十分であるとは言えず、動機についても CC を評価する一つの観点として議論すべきと考えられる。ここでは、社会的正義を達成するという動機を正当なものとみなす。

最後に、④CC に対する否定的見解を参照し、制裁の結果に対し何らかの道徳的価値が見いだせるかも重要な観点であると考えられる。Radzik が指摘するように CC が誤った結果を引き起こす可能性のある危険な行為であるにもかかわらず、道徳的意義を複数の論者が見出しているのは、やはり「キャンセル」によって性的マイノリティの主張が目目されたり、セクシャルハラスメントを受けたものの様々な理由から法的な救済を得ることができない被害者が証言し、加害者に説明責任を負わせることが可能となったりするという、道徳的価値が認められるためである。この点も、CC を評価するうえで重要な観点となると考える。

²⁵ 前掲注 15. 53

この観点においても、②と同様にあくまでも望まれる制裁について検討するものであり、実際の制裁の程度については本稿では立ち入らない。

以上の4つの基準は、①・②・③において否定的見解から対象のCCが道徳的に問題をするのか検討するものであり、④にて肯定的見解からCCの道徳的な意義を検討するものである。この4つの基準をすべて満たすからといって、そのCCが一切問題のない行為であると断定するわけではなく、やはり法的制裁と比較すると問題のある行為であるといえるが、一方でその道徳的意義を鑑みたくて、一定程度は肯定できる行為ということができるようになると考える。

IV キャンセルカルチャーの具体例

本章では、III章で検討した評価をもとに、CCの具体例について検討を進めたい。海外の先行研究では、Louis C.K.やJ.K.ローリングらの事例がCCの典型例として紹介され検討されているが、本稿ではまだ検討が十分でないとする日本におけるCCの事例として、2020年東京オリンピックにおける作曲家小山田圭吾の辞任騒動を検討する。

小山田氏は2020年東京オリンピック・パラリンピックにて開閉会式制作メンバーに、作曲家として参加していたが、過去の雑誌インタビュー(『ロッキング・オン・ジャパン(以下ROJ)』1994年1月号と『クイック・ジャパン』1995年8月号)のなかでいじめ行為を行ったことを認めていたこと、さらには雑誌上に掲載されていたのがかつてのいじめ行為を自慢するかのよう内容であったことなどが原因で、小山田氏及び小山田氏を起用する組織委員会に対しSNS上で批判の声が集まった。その後、小山田氏は謝罪のコメントを残したうえで、自ら組織委員会に申し出て辞任をした²⁶。

この騒動をCCとして分析するにあたり、まず初めに小山田氏に対する「キャンセル」があったか否かが問題となるが、これについては、オンライン上で小山田氏の辞任を求める署名活動という「制裁を加える目的で」の「具体的な運動」が行われ、その結果3万人以上の署名がされていること²⁷を踏まえると、本騒動には集団的行為としてのCCが含まれ

²⁶ "Tokyo Olympics composer Keigo Oyamada resigns over past bullying." Nikkei Asia (2021.7.20).

<https://asia.nikkei.com/Spotlight/Tokyo-2020-Olympics/Tokyo-Olympics-composer-Keigo-Oyamada-resigns-over-past-bullying>(参照日 2024.1.3)

²⁷ 「東京オリパラ開閉会式制作メンバーから小山田圭吾氏の除外を求めます」Change.orgにて、2021.7.15~7.19の期間で署名活動が実施されていた

<https://www.change.org/p/%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E4%BA%94%E8%BC%AA-%>

ていると考えることが可能であるとする。そこで、以下では小山田氏に対する辞任を求める署名活動を CC であると判断し、当署名活動を III 章 3 にて示した 4 つの観点から詳しく分析する。

①について、本事例において不適切な言動とされたのは小山田氏の過去のいじめ行為及び、それについてのインタビューでの語り方である。小山田氏は自身の Twitter にて雑誌には「事実と異なる内容も多く記載されております」と述べていることを踏まえると、完全に正しい情報に基づいているとまで断言することは難しい。また、ROJ 内でのインタビューについては、『『いじめ自慢』とも受け取られる記事づくりを、当時の小山田が全く望んでいなかった』²⁸ことや「インタビュー本文自体に――編集部による全くの搜索ではないにしても――顕著な歪曲やあいまいさが含まれていた」²⁹ことなどが指摘されていることを踏まえると、記事内容について改めて本人に言及する機会を与えることなく制裁が加えられたことは、やはり問題があるとする。

②については、望まれる制裁について、本件では、署名活動にて求められていることが小山田氏の辞任であったこと、また署名は多くの人の同意を示すものであり、ここでは辞任という制裁を望むことに多くの人が賛同し「キャンセル」に参加したということを見ると、本署名活動においては「危害の蓄積」は見られないとする。

本稿にて、署名に参加した個人それぞれの制裁の動機について詳細に検討することは困難であり、それゆえ③の観点については検討することが難しいといえる。推測として、当時 SNS 上では東京オリンピックに対する批判的な言説が多くみられ、東京オリンピックの中止を求める署名も行われていたことを考慮すると、そうした東京オリンピック全体に対する不信感が本署名運動を加速した可能性も考えられるが、署名を求めるサイト上には、小山田氏が『『全員が自己ベスト』『多様性と調和』『未来への継承』の三点を基本コンセプト

<https://www.olympic.com/ja/2020-tokyo/news/2020-07-23-olympic-games-2020-07-23>
(参照日 2024.1.3)

²⁸ 片岡大右(2023).「小山田圭吾の『いじめ』はいかにして作られたか 現代の災い『インフォでミック』を考える」第1版.集英社.第2章2節 (電子書籍 honto 使用) (参照日 2023.12.30)

²⁹ 同上.第2章5節

トとしている、平和の祭典である東京オリパラには最も相応しくない」としたうえで、「このキャンペーンの目的は『東京オリパラ組織委員会に対し、開閉会式制作メンバーから小山田圭吾氏を除外すること』です。東京オリパラの開催の是非については問いません。」³⁰とあり、この文書を見ると少なくとも署名の発信者においてはその動機が社会的正義の観点から行われたものであることが認められるかもしれないが、署名に参加した各個人の動機については疑問が残る。

④について、インタビュー記事に掲載されていた内容が仮に事実であったとすれば、そうした言動が道徳的な問題があることは明らかであり、「スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与する」ことを目的とするオリンピック・パラリンピックに小山田氏が参加することは不適切であるといえるため、本署名活動において望まれた辞任という制裁については一定程度の道徳低価値を見出せるものであると考える。

以上 4 つの観点から検討したが、①の観点、完全に正しい情法に基づいて議論されていたとはいえない状況であると考え、また③の制裁の動機についても疑問が残ることを踏まえると、小山田氏に対する本署名活動は道徳的問題を有していると考えられる。

また、本題からは少し離れるが、東京オリンピックでは小山田氏以外にも、五輪組織委の森会長が性差別発言で辞任する³¹事例などがあったことを踏まえると、企業や団体側には「キャンセル」されないような体制づくりに尽力することを期待したい。例えば、小山田氏の件については、本事例が起こった 2021 年以前からネット上の掲示板などで話題となったこともあり³²、組織委員会が小山田氏を起用する前に十分な検討を行うことが必要であったと考える。仮にそうした検討があれば、事前に起用を避けると判断することも可能であり、本事例のように SNS 上でのキャンセルといった道徳的に問題のある抗議活動が起こらなかったとも考えられる。本稿では CC に対する評価を中心に議論しているが、他方で「キャンセル」が起こりにくい、また起こってしまった「キャンセル」に対する企業や組織の姿勢は検討する必要があると考える。

V まとめ

本稿では CC を改めて定義し、その中でも集団的行為としての CC に焦点を当てて議論をしてきた。改めて本稿では、CC について「基本的にはその構造上多くの道徳的問題を有し

³⁰ 前掲注 27

³¹ 「五輪組織委の森会長、性差別発言で辞任 後任は選考委員会で」.BBC (2021.2.12).
<https://www.bbc.com/japanese/56036705> (参照日 2024.1.3)

³² 前掲注 28,第 5 章 2 節

ていることから、本稿では否定的な立場をとる。しかしながら、CC と呼ばれる行為や CC の対象となる言動の範囲は非常に幅広いことから、① 正しい情報に基づき議論されているか/制裁の対象に弁解の機会があったか、② 望まれる制裁が不適切な行為と釣り合いがとれるものか、③ 制裁の動機が正当なものか、④ 望まれる制裁に対し、何かしらの道徳的価値が見いだせるか、の 4 つの基準に基づいて個別の事例を検討し、すべての基準を満たす時、一定程度の道徳的価値を認め肯定する」という評価をしている。ここで挙げた基準は基本的には Radzik の社会的制裁論を参考にして導いたものであり、決して排他的・包括的なものではない。しかしながら、先行研究においては CC を包括的に善か悪かで論じるものや、CC の効果について言及するものが多くみられたことを踏まえると、本稿において党派的なレトリックから離れ、CC を定義、分類、評価のプロセスで検討したことは一定程度意義があると考ええる。

本稿が残した課題としては、CC の影響や効果の実証及びそれに基づく検討や、企業や組織、CC の対象となる個人等の CC との向き合い方についての検討が必要であると考ええる。